

## ◆◆介護保険制度

### 4月から「新予防給付」が始まります◆◆

支援が必要とされる人の心身の状態を改善し、自立を促すことを目的として、4月から「要支援1」「要支援2」と判定された人を対象に、「新予防給付」のサービスが始まります。

#### ●新予防給付とは？

新予防給付では、筋力向上や栄養改善、口腔ケアを取り入れたデイサービスや、デイケア（通所リハビリ）など、自立した生活を支援する形でサービスが提供されます。利用にあたっては「地域包括支援センター」の保健師等が、高齢者本人や家族と相談しながらケアプランを作成します。

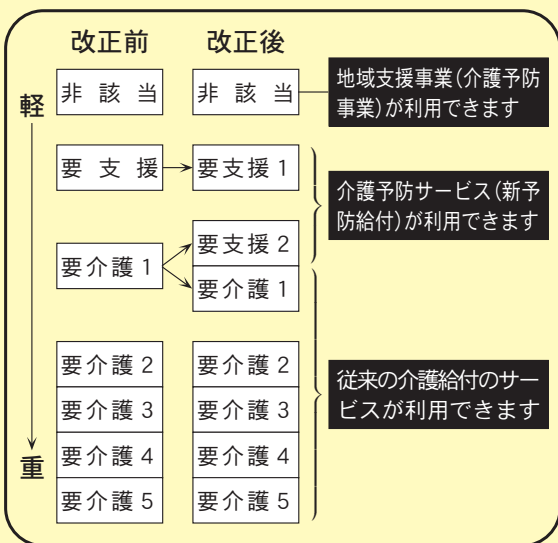
◎「地域包括支援センター」は4月に開設予定で、高齢者が住み慣れた地域で生活を続けられるよう、介護保険やその他のサービスを上手に利用するためのさまざまな支援を行います。

#### ●新しい要介護認定の対象となるのは

- ・4月1日以降、新たに認定申請をする人
  - ・認定有効期間が3月末以降で、更新申請をする人などです。
- ◇現在の認定有効期間が終わるまでは、4月1日以降も現在の要介護度がそのまま有効となります。

#### ●要介護認定の仕組みも変わります

新予防給付の開始に伴い、現在の要支援・要介護1～5の6区分が、要支援1・2、要介護1～5の7区分になります。



※問い合わせ 福祉課介護班 ☎82-1114

### 特定疾患の治療を受けている方の 見舞金の支給申請を受付けます

#### ▼対象者

- ・千葉県定める特定疾患医療受給者に認定された方
- ・千葉県小児慢性特定疾患医療受給者に認定された保護者の方

◎特定疾患登録者証を持っている「軽快者」は対象となりません

▼申請受付期間 2月19日(月)～3月16日(金)

▼対象期間 平成18年4月～平成19年3月

▼支給額 月額 2,000円

※問い合わせ 福祉課福祉班 ☎82-1114

### ☆奨学資金の給付☆

町では経済的な理由により、就学困難な生徒に対し、将来社会に貢献する人材を育成することを目的に奨学資金の給付を行っています。

#### ◎支給対象者

- ・保護者ととともに町内に在住する18歳未満の方
- ・学校教育法に規定する高等学校、専修学校高等課程に入学・在学している方
- ・健康で学力優秀・品行方正な方
- ・経済的な理由により就学困難と認められ、学校長の推薦する成業の見込みがある方

#### ◎申込方法

中学校在校生は中学校を通じて、その他の方は本人が直接申込んでください。

◎申込期限 3月20日(火)

※申込・問い合わせ

教育課総務班 ☎82-1116

## 町営住宅小田部団地入居者募集

#### ▼募集戸数

小田部団地 2戸

#### ▼間取り等

木造・平屋・長屋タイプ  
(6畳2間・台所・浴室・便所)

#### ▼家賃

◎浴槽は入居者個人で設置  
収入に応じて月額3,700円  
～6,100円

#### ▼入居資格

①町内に住所又は勤務場所がある方

②現に同居し、又は同居しようとする親族がある方

③単身者は、原則60歳以上の方

④現に住宅に困窮している方

#### ▼募集期限

2月28日(水)

◎都市建設課又は行政センター窓口にある申請書に必要事項を記入のうえ提出

#### ▼入居時期

4月上旬を予定

#### ▼選考方法

町営住宅入居者選考委員会に意見聴取の後に決定

#### ※問い合わせ

☎82-1217

都市建設課管理計画班